

大田区公共の場所
ハト・カラスへのエサやり

禁止!

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例



条例のポイント

- 公共の場所(道路・公園等)でハト・カラスへのエサやりを禁止
- ハト・カラスへのエサやりによる被害を公共の場所に発生させることを禁止
→過料5,000円の対象となる場合があります。
- 区内全域でハト・カラスへのエサやりによる被害を発生させないように努める



©大田区



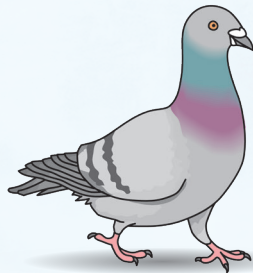
ハト・カラスにエサを与えると…

- フン・羽毛による悪臭・汚れ
- 生態系への影響
- 不衛生、アレルギーで困る
- 威嚇・攻撃
- 鳴き声



▲ハトのフンによる通路の汚れ 出典：東京都環境局

人とハト・カラスの共存が難しくなります。



ハト・カラスは人がエサを与えなくても、雑草や木の実、小動物など、自然の食べ物を食べて生きることができます。

大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例(抜粋)

目的 ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的としています。

対象の動物 野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボンガラス

対象の場所 大田区内の公共の場所(道路、公園等)

禁止事項

- ①公共の場所で、対象動物にエサを与えること
- ②対象動物へのエサやりによる被害(フンや羽毛、鳴き声等)を公共の場所に生じさせること
(例:自宅でエサやりをした結果、道路へハト、カラスによる被害が生じた場合等)

罰則 上記②に違反した場合は指導を行い、指導に従わない場合は過料5000円を科す場合があります。



ハシブトガラス



ハシボンガラス



ドバト

お問い合わせ

大田区環境清掃部環境対策課

☎ 03-5744-1365 ✉ t-kankyau@city.ota.tokyo.jp



大田区
ホームページ